

◎岡山県告示第二百八十四号

令和五年岡山県告示第二百四十三号で告示した海区漁場計画を変更するとともに、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十四条第八項において準用する同条第六項の規定により当該海区漁場計画に基づき漁業の免許予定日及び申請期間を定めた。

令和八年五月二十九日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 海区漁場計画の変更の内容  
次のおりとする。

（「次のおり」は省略し、その関係書類を岡山県農林水産部水産課に備え置いて縦覧に供する。）

二 免許予定日

令和八年九月一日

三 申請期間

令和八年六月一日から六〇日間